

【鳥取県より】 コロナ禍で売上減少となった県内事業者の皆様へ

# コロナ禍緊急応援金

新型コロナウイルス感染症の県内外での感染拡大長期化に伴い、経営上の影響を受けた事業者の事業継続を支援するため、事業全般に幅広く活用できる新たな応援金を支給します。

※国の月次支援金や市町村の給付金等と併給可能ですので、組み合わせてご利用下さい。

## 支給額

法人

上限額

20万円

個人事業主

上限額

10万円

支給額

令和元年(又は令和2年)基準月※の売上 - 令和3年対象月※の売上

※ 6月～9月の間の任意の1月で、基準月と対象月は同月。前年(又は前々年)の同月からの減収額を補填。

## 対象者

県内中小企業等（個人事業主を含む）

- 外出自粛等の影響を強く受けた事業者  
(例) 飲食業、宿泊・観光業、交通業、小売・対面サービス業 など
- 上記事業者との直接かつ継続取引がある事業者

※対象業種については裏面も参照

## 要件

- ✓ 本年6月～9月の間の任意の1ヶ月の売上額が、前年又は前々年対比で30%以上減少
- ✓ 雇用を維持する意思を有していること（従業員がいない場合も対象）
- ✓ コロナ禍からの回復後を見据えた事業継続を目指していること（新しい生活様式への対応、認証店取得など）

申請期間: 令和3年10月1日(金)～12月10日(金)

郵送、電子申請 又は ファクシミリ により、申請してください。

※複数店舗の場合も1事業所(1事業者)とし1回限り申請可。 ※感染症予防のため窓口・対面での受付は行いません。

郵送

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県庁商工政策課 コロナ禍緊急応援金担当 宛

FAX

0857-26-8114

電子申請

とっとり電子申請サービス  
「コロナ禍緊急応援金支給申請書」



↓詳しくはこちら（応援金専用ホームページ）  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/299387.htm>



お問合せ

鳥取県コロナ禍緊急応援金コールセンター（県庁商工政策課内）  
☎ 0857-26-7971 開設時間 平日8:30～17:15  
メ-ル shoukou-ouenkin@pref.tottori.lg.jp

鳥取県コロナ禍緊急応援金

## <申請に必要な書類>

【ア】外出自粛等の  
影響事業者

【イ】左記業者と直接  
継続取引のある事業者

①申請書（様式第1号）

例) 飲食・宿泊・観光・交通・  
小売・対面サービス等

○

○

②宣誓・同意書（様式第2号）

○

○

③本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）

○

個人事業主のみ

○

④前年又は前々年の売上金額が確認できる書類等の写し

法人の場合	個人事業主の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人税の確定申告書 別表第一</li> <li>●法人事業概況説明書 (月別売上額記載ページを含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所得税申告書 第一表</li> <li>●青色申告決算書(月別売上額記載ページ含む) ※白色申告の場合、月別売上が確認できる書類(任意様式)等の写し</li> </ul>

○

○

※確定申告書は税務署の収受印が必要。収受印がない場合、電子申告の完了報告または納税証明書(その2)を添付。

⑤令和3年対象月の売上が確認できる書類等の写し（売上台帳、帳面等）

○

○

⑥振込先の口座番号を確認できる書類等の写し（通帳表面と見開きページ目）

○

○

⑦取引先情報一覧表（様式第3号）

—

○

※ 県コロナ禍打破特別応援金を申請済で、同書類を提出済の方は、③、④、⑥の書類を省略可。

※ 国の月次支援金を申請・給付決定を受けた方で、対象月が同じ場合は、給付通知の写しを添付して④、⑤の書類に代えることが可能。

## Q&A

Q. 国、市町村の給付金と併給はできますか。

A. 国の月次支援金と併給可能です。また、県では、事業者の事業継続に向けた市町村との協調支援を行うため、「鳥取県コロナ禍緊急交付金」を創設しました。本交付金を活用した市町村の給付金とも組み合わせ、事業継続にご活用ください。



月次支援金ホームページ →  
<https://ichijishienkin.go.jp/getsubijishienkin>

Q. 対象になりうる事業者のイメージを教えてください。

A. 以下の事業者の例をご参照いただき、ご不明な場合はコールセンターへご相談ください。



対象となり得る

【ア】 飲食業、宿泊・観光業、交通業、小売・対面サービス事業者など

【イ】 上記事業者と直接かつ継続的に取引がある事業者の例

- 食品加工・製造事業者
- 流通関係事業者
- 飲食生産者
- サービス事業者
- 器具・備品事業者
- など

対象外

アの事業者と直接かつ継続的に取引がない事業者

Q. 支給決定を通知する書面や郵送物はありますか？

A. ありません。応援金の指定口座への振込をもって支給完了としますのでご確認ください。

## ※応援金の不正受給は犯罪です！

実態とは異なる書類を偽造して提出し、応援金を受けようとする行為は不正受給行為に当たります。故意による不正受給を図った場合は詐欺罪に問われることがありますので絶対にやめてください。